

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	埴町

埴町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 埴町農林推進課農政係
所在地 東白川郡埴町大字埴字大町三丁目 2 1 番地
電話番号 0247-43-2118
FAX番号 0247-43-2137
メールアドレス nourin@town.hanawa.fukushima.jp (一般)
nourin@town.hanawa.lg.jp (官公庁)

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	埴町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	24a 254.1 千円
	馬鈴薯	3a 5.2 千円
	花木	2a 440 千円
	トマト	0.8a 9.8 千円
	サトイモ	15a 141.6 千円
	やまのいも	1a 30.2 千円
	インゲン	4a 186.7 千円
	計	49.8a 1,067.4 千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>本町では、イノシシによる被害が町内全域で発生しており、近年被害が増加している。</p> <p>主な農作物の被害は、5月から10月にかけて、水稻 (5月～10月)、イモ類 (5月～7月)、花木・野菜類 (7月～10月) の食害である。特に中山間地域では、水稻の収穫時期 (9月～10月) 被害が甚大で、深刻な問題となっている。また、近年花木類についても被害が見られるようになり被害金額が拡大している。</p> <p>また、農地の掘起し・土手や水路の破壊等、農作物以外の被害も頻繁に発生している。</p>

(注) 1 近年の被害の傾向 (生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等) 等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和5年度）
農作物被害面積	49.8a	40a
農作物被害金額	1,067.4千円	850千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>① 平成28年度から埴町鳥獣被害対策実施隊を組織し、捕獲を実施している。 ※平成28年度～令和2年度</p> <p>② 捕獲手段としては、銃器・わな。（くくりわな・箱わな） ※平成28年度～令和2年度</p> <p>③ 狩猟期間中に、猟友会を対象に捕獲したイノシシに対して助成を実施。 ※平成27年度～令和2年度</p> <p>④ イノシシの追払いの実施。（実施隊を中心とした、まき狩り・捕獲・追払い）。 ※平成27年度～令和2年度</p>	<p>① ② 高齢化による狩猟者の減少に伴って捕獲の担い手の育成が急務となっている。被害の増加に伴い捕獲出動要請が増加し、従来の捕獲体制では対応が困難になっている。</p> <p>③ 猟友会員も高齢化、担い手不足となっており、広域（東白川管内）での実施隊の編成について検討が必要である。</p> <p>④ まき狩りによる捕獲、追払いについては、通常実施隊員が揃う土、日曜日となるため、駆除依頼の日から数日経過する事案もある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>① 集落及び農家個人による電気柵等の防護柵を設置。 ※平成23年度～令和2年度</p> <p>② 電気柵設置が困難な山林隣接地にワイヤーメッシュ柵を設置。 ※平成25年度～令和2年度</p> <p>③ イノシシ忌避用の機材（LED発光機器）を町が無償貸付。 ※平成22年度～令和2年度</p> <p>④ 竹林や松の木の倒木等の里山近くの整備を実施した。 ※平成22年度～令和2年度</p>	<p>① 集落、地域単位での電気柵設置が浸透してきた。しかしながら、山間地を中心に遊休農地が増加しており、遊休農地対策と併せた対策が必要である。</p> <p>② ワイヤーメッシュ柵については、取り外しが容易でないため、設置場所が限定される。山間地を中心に設置がすすむが、設置後の見回りが少ない地域では突破される事例もある。</p> <p>③ イノシシ忌避用機材については、設置方法を守らないと効果が出ていない。貸し出しの際に、説明をしているが、現地にての講習会等も必要。</p> <p>④ 不用樹実類の伐倒等、地域住民の意識醸成も必要。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

これまで、埴町では捕獲中心の被害対策が取られていたが、近年、有害鳥獣の個体数の増加及び生息域の里山周辺地への変化に伴い、捕獲要請が急激に増加し、従来の捕獲体制では被害が軽減できない状況になっている。

また、鳥獣被害対策実施隊員の高齢化等により実施隊員の負担も大きくなっているため、捕獲の担い手を確保するとともに捕獲体制の強化が必要になっている。

このため、鳥獣被害防止関係者と連携し、狩猟免許の取得に関する支援(新規免許取得者の支援含む)等を行い、担い手の育成を図る。

さらに、防護柵設置等の被害防止対策を推進するとともに、地域住民が自ら農作物を守る意識を持ち、地域ぐるみで鳥獣被害対策が講じられるように、地域住民に対して啓発を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

埴町鳥獣被害対策実施隊を平成28年4月1日に組織し、最大30名体制で捕獲を実施する。(令和2年度隊員数25名)

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ	・ 狩猟免許取得に関する広報活動。 ・ 広報誌等を通じて、住民に対して捕獲に関する理解を促す。 ・ 広域(東白川郡管内)で連携した駆除の実施。
令和4年度	イノシシ	・ 狩猟免許取得に関する広報活動。 ・ 広報誌等を通じて、住民に対して捕獲に関する理解を促す。 ・ 広域(東白川郡管内)で連携した駆除の実施。
令和5年度	イノシシ	・ 狩猟免許取得に関する広報活動。 ・ 広報誌等を通じて、住民に対して捕獲に関する理解を促す。 ・ 広域(東白川郡管内)で連携した駆除の実施。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 100 頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 100 頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 100 頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
イノシシについては、春期と秋期の農作物被害が多発する時期に重点的に捕獲を行う。捕獲については、わな、銃器とする。 また、狩猟期間中に猟友会を対象に、捕獲したイノシシに対して補助を実施する。(春先の農作物被害対策)

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特になし

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	電気柵(侵入防止柵) ・町内一円の地域、 集落でまとまった区 域 (10地区、5,000m)	電気柵(侵入防止柵) ・町内一円の地域、 集落でまとまった 区域 (10地区、5,000m)	電気柵(侵入防止柵) ・町内一円の地域、 集落でまとまった区 域 (10地区、5,000m)
	鉄柵(侵入防止柵) ・町内行政区におい て特に被害の多い山 際を指定した箇所 (3地区、3,000m)	鉄柵(侵入防止柵) ・町内行政区におい て特に被害の多い山 際を指定した箇所 (3地区、3,000m)	鉄柵(侵入防止柵) ・町内行政区におい て特に被害の多い山 際を指定した箇所 (3地区、3,000m)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・集落単位で、侵入防止柵の設置の実施。 ・手入れされていない集落近くの里山の間伐、遊休竹林の伐採等を推進し、緩衝帯を整備する。(間伐については、「ふくしま森林再生事業」により実施、竹林整備は町単独で実施) ・農地に隣接する山林の倒木、不要木の整備及び、下草の刈払いを実施。 ・広域協議会と連携した研修会の実施。
令和4年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・集落単位で、侵入防止柵の設置の実施。 ・手入れされていない集落近くの里山の間伐、遊休竹林の伐採等を推進し、緩衝帯を整備する。(間伐については、「ふくしま森林再生事業」により実施、竹林整備は町単独で実施) ・農地に隣接する山林の倒木、不要木の整備及び、下草の刈払いを実施。 ・広域協議会と連携した研修会の実施。
令和5年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・集落単位で、侵入防止柵の設置の実施。 ・手入れされていない集落近くの里山の間伐、遊休竹林の伐採等を推進し、緩衝帯を整備する。(間伐については、「ふくしま森林再生事業」により実施、竹林整備は町単独で実施) ・農地に隣接する山林の倒木、不要木の整備及び、下草の刈払いを実施。 ・広域協議会と連携した研修会の実施。

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

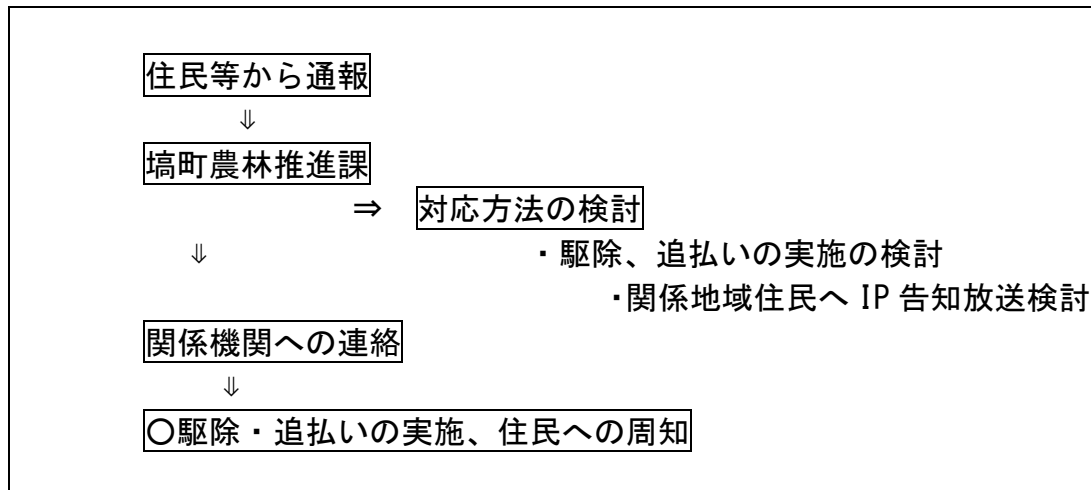
関係機関等の名称	役割
埴町	被害状況の把握及び関係機関への連絡
棚倉森林管理署	国有林内での有害鳥獣関連情報の提供
棚倉警察署	緊急時の現場見回り
福島県県南地方振興局県民環境部	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導
福島県県南農林事務所農業振興普及部	有害鳥獣関連の情報提供及び有害鳥獣の被害防止対策に関する助言及び指導
福島県県南農林事務所森林林業部	有害鳥獣関連の情報提供、森林整備等の助言及び指導
埴町鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の駆除、追払いの実施

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲箇所での埋設または捕獲者の確保する箇所での埋設等適正に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品としての利用が制限されていることから制限解除後に検討する。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会
構成機関の名称	役割
棚倉町	鳥獣害実態の把握、連絡調整
矢祭町	鳥獣害実態の把握、連絡調整
埴町	鳥獣害実態の把握、連絡調整
鮫川村	鳥獣害実態の把握、連絡調整
福島県農業共済組合	害鳥獣関連の情報提供と営農（技術）指導
東西しらかわ農業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供と営農（技術）指導
東白川郡森林組合	森林内での有害鳥獣に関する情報提供
久慈川第一漁業協同組合	カワウ・サギ類対策の情報提供
一般社団法人福島県猟友会東白川支部	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
関東森林管理局 棚倉森林管理署	国有林内での有害鳥獣関連情報の提供
福島県警 棚倉警察署	・ 捕獲活動に関する助言及び指導 ・ 緊急時における住民の安全確保
福島県県南農林事務所 福島県県南地方振興局	・ 被害防止対策に関する助言及び指導 ・ 捕獲活動に関する助言及び指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年4月1日付で塙町鳥獣被害対策実施隊を編成。
令和2年度 25名(内、町職員10名)。
最大30名

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

平成28年度より東白川郡4町村合同での東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会を組織。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。